

# 埼玉県川口市長措置請求書

## 埼玉県川口市長に関する措置請求の要旨

### 1, 請求の要旨

川口市において毎年町会長、自治会長が市の主催で「視察旅行」と称して旅行を行っている。この旅行は十数年苧より実施され昨年は七百六十三万八千八百円余が公費より全額支出されている。

町会、自治会は任意団体であり行政の下請機関ではありません。市民の税金によって運営されている地方自治体が任意団体の役員の旅行に公費を支出することは許しがたい行為である。

よって今後この旅行に対して公費より旅費を支出しないこと。過去壘年前にさかのぼり(平成七年より平成八年まで)旅費を全額、市長は市に返還せよ。

### 2, 請求者

住所職業氏名	(注記：記入されていた請求者については削除しています)
住所職業氏名	(注記：記入されていた請求者については削除しています)
住所職業氏名	(注記：記入されていた請求者については削除しています)
住所職業氏名	(注記：記入されていた請求者については削除しています)

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します

平成八年五月二十九日

埼玉県川口市監査委員殿